

平成 20 年

# 広報・広聴常任委員会会議録

平成 20 年 12 月 11 日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成20年

## 広 報 ・ 広 聴 常 任 委 員 会

平成20年12月11日（木曜日）

---

### ◎調査事件

(1) 議会基本条例の策定について（町民懇談会 各団体長等との懇談）

---

### ◎出席委員（11名）

委員長	金 沢 秀 一	副委員長	滝 川 明 子
委員	佐 藤 卓 也	委員	川 村 明 雄
委員	新 山 大 吉	委員	木 村 隆
委員	杉 村 志 朗	委員	佐 藤 孝 男
委員	藤 山 大	委員	平 野 隆 雄
委員	溝 部 幸 基		

---

### ◎欠席委員（1名）

委員 加 藤 雅 行

---

### ◎出席者

福島町商工会会長	小笠原 幸 助	福島町少年体育連盟理事長	大 徳 伸 吾
福島町女性会会長	清 水 圭 子	福島町老人クラブ連合会会長	成 田 民 夫
福島町体育協会副会長	北 野 宏	福島町文化団体協議会会長	村 山 和 治
福島町社会福祉協議会会長	木 村 末 正	福島町まちづくり基本条例町民検討委員会委員	小 泉 五 郎
傍 聴 者 代 表	山 崎 義 男	福島保育所保護者会会長	平 野 雄 輝
吉岡幼稚園PTA会長副会長	本 庄 丈 晴	福島小学校PTA副会長	木 村 互 哉
吉岡小学校PTA会長	清 水 真 聖	吉岡中学校PTA会長	平 沼 竜 平
福島幼稚園母の会会長	石 岡 裕 子	福島幼稚園母の会副会長	富 沢 由 美
福島幼稚園主任教諭	河 合 ゆき江	一 般 参 加 者	宮 坂 一 善

---

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ総括主査	坂 口 稔
議会グループ主事	吉 澤 裕 治		

---



○**委員長（金沢秀一）** おばんでございます。

皆様には大変お忙しい中、ご参集していただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、昨日に引き続き、広報・広聴常任委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議題は、議会基本条例についてでございますので、ご了承願います。

最初に、本委員会の説明を若干説明させていただきます。

これまで、福島町議会の常任委員会は、総務教育常任委員会と経済福祉常任委員会の2つの委員会でしたが、地方自治法の改正により、1議員が1つ以上の常任委員となることできるようになりました。

このことは、議会が必要であれば、新たな常任委員会をつくり、さらに広く議員の活動をもよよいという趣旨でございます。

福島町議会では、この改正を受けまして、広報・広聴常任委員会を設置したところでございます。

委員会の目的でございますが、委員会活動を通して町民懇談会や各種団体との懇談会を実施することにより、町民の皆様の意見を積極的に聞くことや議会の情報を発信するとともに、議員の資質の向上を図り、議会の活性化に資するためのものとなっております。

簡略に申し上げますと、ご存じのとおり、これまでも各種団体等と懇談会を行い、その結果を議会活動に活かしてまいりましたが、それらのことを常任委員会といたしまして、正式な委員会活動と位置付けたものでございます。

以上、目的などご理解をいただき、今後の議会や委員会活動に対しまして、さらなるご支援をよろしく願います。

少し、前置きが長くなりましたが、本題に入る前に、議長が出席しておりますので、あいさつをお願いいたします。

溝部議長、よろしく願います。

○**議長（溝部幸基）** あらためまして、おばんでございます。

本当に、大変お忙しい中をこのように出席をいただき本当にありがとうございます。また、日頃から議会活動に暖かいご理解をいただいておりますことをこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げたいと思います。

それで、金沢委員長からお話がありましたように、昨年までは懇談会という形で、住民の皆さんといろいろな形で議会のことを理解していただき、皆さんの意見を聞いて議会活動に反映するという形をとってきたのですが、今説明しましたように、今後は正式な議会活動してきちっと位置付けをして、今までのように言いばなし、聞きばなしということのないように、議会活動の成果を示していこうとの意味でございますので、どうかよろしく願いたいと思います。

今日は、議会基本条例ということで案内をさせていただきました。昨年8月の改選前に皆さんと懇談の場を設けました。その機会に4年間の活動の総括といたしますか、反省も含めまして、次の改選に向けての改革の取り組みについてスケジュールを含めてご説明をさせていただきました。

その大きな目標として議会基本条例を平成21年4月に施行すべく、準備を進めるということでございます。9月に新しい議会体制ができてから、議会としては全員協議会をもって、その議会基本条例施行に向けてのスケジュールの確認をして、今進めている状況でございます。

大きくは、この3月から9月までを通年議会という形で設定をしまして、その中で町長側の反問権、議員の文書質問、あるいは質疑の回数制限の撤廃、そして傍聴者の皆さんの討議参加という部分を含めまして9月まで試行をいたしました。

その終了をもちまして、評価を検討し、議会基本条例に取り入れるべく検討をしている状況でございます。議会としてはまちづくり基本条例が来年4月1日から、同じように施行を目指しておりますので、特別委員会を設置をいたしましてその調査をしている最中でございます。

素案の1、そして今皆さんにお示ししているのは素案の2と、議会運営委員会だけでも18回の審議を経て、この案まで至りました。この段階で昨日、本日と皆さん方のご意見を伺い、そしてなお検討したうえでまちづくりの基本条例と同じように、12月24日に予定しております定例会に議案として提出する予定になっております。

その後は、審査特別委員会を設置しまして、なお吟味をしていきたいと思っております。その機会にもう1回皆さんにお願いをしてご意見を伺う機会を作りたいということも考えておりますので、その節にもよろしくお願ひしたいと思っております。

基本条例の内容につきましては、このあと、議世事務局長から概略説明をさせますが、基本的な考えとしては、平成11年から開かれた議会づくりという形でいろんな改革に取り組んでまいりました、そのことの集大成という意味も込められていると思っております。今まで改革してきたものが後退することのないようにという議会の考え方も込められております。

また、まちづくり基本条例が町の最高規範として、町の憲法として位置付けられます。議会基本条例については議会の最高規範として、まちづくり基本条例の下位に位置する重要な条例ということで位置付けされるものだと思っております。

したがいまして、住民、行政、議会が一体となって協働をしてまちづくりをしていく、まちづくり基本条例の根本をきちんと据えて議会基本条例も作成したつもりでございます。大きくは、住民の皆さんとの関係、あるいは町の行政との関係、議会としての責任分担を含めまして、これからの新しい改革の意思も込めて作りましたのでよろしくご審議のほど、ご吟味していただければというふうに思います。

ご覧のとおり、皆さん普段から知っての顔ぶれでございますので、どうか余り堅苦しくならず、忌憚のない意見交換ができますことを最後にお願ひをしまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

今日は、ひとつよろしくお願ひします。

○**委員長（金沢秀一）** 溝部議長のあいさつが終了しましたので、これより、福島町の議会基本条例の素案につきまして意見交換等を行います。あらかじめ内容等について、簡単にご説明いたします。

なお、本日の会議の終了は午後8時を予定しておりますので、少ない時間ですが活発な意見交換ができるよう進行役を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、私のほうから福島町の議会基本条例について経過等を説明いたします。

まず、国が進める行政関係の流れでございますが、国が行いました、平成12年の地方分権一括法の施行によりまして地方自治は財政面や自治の在り方について、大きく変貌しております。本年の第二次地方分権改革推進委員会からは、中間的な取りまとめが発表されまして、地方が主役の国づくりの具体化へ取り組む姿勢が示されました。

このことを受けまして、福島町としても、これまでの中央集権的な自治体から完全な自治体として、自由と責任をもった真の地方政府を目指した徹底的な改革をしなければならない時が迫っております。

しかし、このような中で、住民・議会・行政が一体となって、地域の厳しい実情を打開する、創意に富んだ豊かで、自立する自治体運営を行っていくとすると、これまでの地方自治法だけではその目的を達成することは不可能な時代となっております。

このような課題を解決していくためには、町民参加を主体としました、協働の町づくりを目指して、町の憲法というべき自治体運営の基本となるルールとして「自治基本条例」が必要となっております。

具体的な対応としましては、町は、平成19年第1回定例会で、まちづくり基本条例の制定に向けた方針を打ち出し、その後、福島町まちづくり基本条例町民検討委員会で具体的な策定作業を開始し、本年8月に「(仮称)福島町まちづくり基本

条例に関する提言書」として答申を受け、今月の定例議会の提案に向け準備を進めているところがあります。

なお、二元代表制である一方の町長等の役割については、ただいま説明しました、まちづくり基本条例に盛り込まれておりますが、もう一方の議会・議員の役割については、基本姿勢にとどめた内容となっております。さらに詳細な議会の部分については、別に議会基本条例として議会が策定する位置付けとなっております。

議会基本条例の策定関係については、昨年の9月の議会改選前と改選後に、平成11年からこれまで取り組んできた議会の活性化事項等の集大成として確認をしております。

具体的な議会基本条例の検討につきましては、本年3月の議会後から議会運営委員会が素案づくりを行い、必要の都度全員協議会等において意見交換等をしながら、進めてきたところでございます。

なお、ただいま説明いたしましたまちづくり基本条例、議会基本条例の2つの条例は、12月24日に開催されます、第2回定例議会に提案されて、さらに議会の審議を行い、来年3月の議決を予定しているものでございます。

以上、議会基本条例の経過等の説明を終わります。

それでは、具体的に議会基本条例の素案について議会事務局から説明をいたします。

議会事務局長、お願いします。

○**議会事務局長（石堂一志）** 皆さん、おぼんでございます。

仕事を終わって、お疲れのところこのように多くの方にご参集をいただきまして心からお礼を申し上げます。

私は、議会事務局長をしております、石堂と申します。

ただいま、溝部議長や金沢委員長から国や福島町の動向などの説明がございました。

私のほうから具体的に、福島町の議会基本条例素案についてポイントを説明させていただきます。

まず、最初に、議会基本条例の意義とその役割でございますが、議会基本条例とは、国の議院内閣制とはまったく違う、自治体の制度である二元代表民主制であるということでございます。

具体的に申し上げますと、町のことについて町長と対等に担う議会が、主権者であります町民の負託に応えて優れた町をつくるために、議会運営の理念を具体化する制度でございます。

その制度を作動させる原則などを定めた条例で、私たちの町の議会運営に関する最高規範として位置付けた条例ということです。

ご存知のとおり、平成18年に制定されました栗山町の議会基本条例の登場によって日本の地方自治は新たな段階を迎えたと言われております。

なお、現在、今金町、知内町を含め全国で23の自治体の議会基本条例が制定されている状況であり、来年の制定に向けてさらに加速しているとの情報も得ているところでございます。

それでは、次に皆様に配付しております、議会基本条例の素案に沿って説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

1ページです。

目次として、前文と第1章から第8章にまたがる29条の条文で構成されています。

次に、2ページです。

前文では二元代表民主制としての町長の独任制と議会の合議制もそれぞれの特性を持った議会の役割りとして、これまでの批判、監視機能だけではなく政策の全ての論点や争点を明確にして福島町の善い政治として、善政と位置付けまして、ときには競い合い、ときには協力し合って町政を進めること、まちづくり基本条例における議会、議員の役割と責務に基づいて5つの大項目を掲げまして議会基本条例に盛り込み、最終的な目的であります、豊かなまちづくりのために不断の努力をしなければならないことを明文化しております。

3ページにまいりまして、第1章の総則、第1条の目的ですが、執行機関の町長等と議会の目的は同じでございます。先ほど申し上げました「豊かなまちづくりの実現」であり、議会側として具

体的に目的を達成するため、そこに掲げております、3つの基本事項を柱として進めることを規定しております。

次に、第2章の議会・議員の使命と政治倫理、第2条の議会議員の使命ですが、自治体が地方政府を構築する重要な観点、二元代表民主制の充実です。執行権を持つ町長は、分権改革による自治の強化を受け、さらに町民の自治の拡充に向けた町民参加施策を展開して、積極的な行政運営の転換を図っております。

一方の議会・議員の役割は、地方自治法の制度として理解しにくく、必ずしもその使命を十分果たしてきたとは言えないものとして、議会・議員が政策をめぐる、その関わる基本的な事項とその使命を規定しております。

第3条の通年議会ですが、第2条の議会と議員の使命を果たすために、これまで年4回の定例会や臨時会の会期に制約されてきた活動を議会議員としては大変なことですが、1年間とする通年議会を規定しております。

次に、4ページ、第4条の議員の政治倫理ですが、議員の活動は多様で、政治倫理の判断は難しいのですが、その地位を悪用した不正な口利きなどをしないことを規定しております。

次に、第3章の議会・議員の活動原則、第5条の議会の活動原則ですが、議会の活動原則を6項目規定しております。

1点目は、町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会。

2点目は、議会の活動原則を担保するため、継続して会議規則を見直すこと。

3点目は、少人数の委員会の活性と討議の充実を図る委員会活動の強化を図ること。

4点目は、各種会議の資料の事前公開を行うこと。

5点目は、傍聴者への資料提供と意見聴取等、傍聴意欲の向上を図る。

最後の6点目は、規律ある議会の開催をすることを規定しています。

次に、5ページです。

第6条の議員の活動原則ですが、議員の活動原則を3項目規定しております。

1点目は、議会は、多数の議員による合議を重視する組織であります。その役割を果たすため十分に議員間で討議する。

2点目は、町政の課題について、町民の意見等を把握し、資質向上に努め、自ら立候補し町民に選ばれた議員としてふさわしい活動をする。

3点目は、個別な事案の対応だけでなく、町政を総合的にとらえた活動をすることを規定しています。

次に、第4章の町民と議会の協働、第7条の町民参加・町民との協働ですが、これは皆さんにちばん関係の深いところですので、少し言葉を足して説明をさせていただきます。

議会と町民の関係につきましては、地方自治法などではほとんど規定されておられません。ですが、町民の代表で組織される議会として大変重要な事項であります。今求められているのは、情報公開、情報提供、説明責任とさらに町民の参画であります。これまで続けてきております、開かれた議会をさらに進める必要があることから、具体的には8項目を規定しているところです。

1点目は、町民に対し議会の活動を徹底して公開し、議会と議員の説明責任を果たして互いに情報を共有することを規定しています。

2点目は、議会の会議は基本的に全て公開して、町民が参加できる議会運営にすることを規定しています。福島町議会は、これまでも本会議は勿論の事ですが、委員会の公開や全員協議会の公開など資料の閲覧提供を含めて、原則的には会議を公開していますが、今後はそのことに加えまして傍聴ということではなく町民が参加した会議の運営をしていくということ。

3点目は、議会の調査や審査等においては、参考人・公聴会制度の活用や町民の専門家や学識経験者などの意見等を踏まえた運営を図ることを規定しています。この条項は、さきほども町民の参加による議会運営だけではなく、参加した方から意見等をいただいて、そのことを議員の討議に反

映するということです。

4点目は、これまでの請願や陳情はどちらかといえますと厄介な問題としてとらえられておりましたが、そのことを議会が見逃していた事案としてとらえ、町民からの提策提言と位置付け、その内容を聴く機会を設け、議会としての対応を行うという規定をしております。

5点目は、議会は町民や町民の団体などと意見交換を行い、政策能力を高めて町民と議会が協働して制策提案することですが、ただいま説明しました請願や陳情の対象者をさらに拡大しまして、政策提言までもしようという規定をしております。

6点目ですが、議会は、選挙公報等の実現性や議案に対する議員の制度など、町民が議員の活動を評価できる情報の提供に努めることを規定しております。具体的な情報提供の事項としましては、議案の賛否、議会の評価、議員の評価、会議録などであります。

7点目は、議会に多数の町民が参加できるように、夜間や休日等に会議を開くようにすることを規定しています。これまでの事例としましては、年度当初の予算を決める3月開催の議会を夜間議会として、2回開催しております。

また、昨年9月1日の初議会では土曜日でありましたが、皆さんが参加しやすい対応などとして開催しております。これらの事項につきましては、今後も続けていくこととしております。

最後の8点目ですが、町民の参加と連携を高めるため少なくとも1年に1回以上議会報告会を開催して、意見を聴き、議会活動に反映させることを規定しています。町民と議会の協働としまして、7項目説明を申し上げましたが、ただいまの8項目目の事項はこれらの総合的な事項として、議会報告会の開催の位置付けをしたものでございます。

次に、6ページです。

第5章の町長と善政競争する議会、第8条の町長等と議会・議員の関係ですが、町長・執行機関と議会・議員の関係、いわゆる二元代表民主制を充実して、豊かな町を築くため、6項目を規定しております。

1点目は、前文で説明しましたので省略いたします。

2点目は、議会のすべての会議は、質疑応答の回数や時間の制限をしない一問一答の方式で行うこと。

3点目は、議会・議員は、一般質問などに当たっては、単に町長等に対する質問に終わることなく、善政競争を目標とした、政策提言となるような討議を展開するように努めること。

4点目は、一般質問は討議の充実等を図るため1回目の答弁要旨を事前に議長を經由して質問者に配付する。運用については、都道府県議会等で、指摘されているような「事前の答弁調整」とならないよう議会が形骸化することのないように努めなければならない。

5点目は、議員は、この条例の根幹をなしている二元代表民主制の趣旨を理解して、各種の法律で規定する以外は、町長等の附属機関の委員等には就任しないこと。

6点目は、議会の会議の中で、町長や職員は議員の質問に対して論点や争点が見いだせない場合など、議論を深める両者が切磋琢磨するように反問をすることができる。議員が反問にしっかり対応できるよう、研鑽に努めることの意味も込められていることを規定しております。

次に、7ページです。

第9条による町長による政策形成過程等の説明です、1点目は町長に対して、議員が政策の適否を適正に判断できる資料の提供を記載のとおり7項目規定しております。

2点目は、議会は、政策等の審議においては論点や争点を明示して、事業等の執行後による政策評価の基礎となるように努めることを規定しております。

次に、第10条の予算・決算における政策説明資料の作成です。

1点目は、町長は、9条の政策等の提案と同時に予算や決算の提案についても政策等の説明資料を提出することを規定しております。

2点目は、町長は、決算審査にあたっては、行

政評価や事業評価の説明資料をつけるように規定しております。

次に、8ページです。

第11条の議決事件の拡大、地方自治法の96条第1項では、議会で最低限決めなければならない事項を規定しています。

第2項では、重要なものは町の条例により決めることができるという規定になっております。このことから、町の主要な計画を議会で決めるものとして、提案する町長に一方向的に重責を負わせない、議会が議決することにより、議会・議員も公平に責任を分担するという視点で11項目を規定しております。

次に、第12条の文書質問ですが、議員は第3条の通年議会制度を積極的に活用して、休会中においても適切に主体的で機動的な議員活動を行うため、次の会議を待つことなく議長を経由して文書質問ができることを規定しています。

次に、9ページです。

第6章の適正な議会機能、第13条の適正な議会費の確立です。

1点目は、分権時代を担う自治体、町の将来を考えると、古くは議員が地域の名士などによる名誉職的な存在の時代もありましたし、合併破綻や地方交付税の減額などにより自立プランによる財政の健全化を重点とした施策を展開しておりますが、期待される適切な議会活動をする費用はどのくらいが適当なのか、比較、判断、検討できる資料を示し適正な議会費の確立に努めるよう規定しております。

2点目は、適正な議会費を担保するためにも、議会費のすべてを町民に公表することを規定しています。

次に、第14条の議員定数・歳費です、1点目は議員の定数と歳費は条例で定めることを規定しています。

2点目は、13条の適正な議会費の確立と同様の考え方に立ちまして、議会費の大部分を占める議員定数や議員の歳費の問題を、比較、検討できる資料を示し適正な定数や歳費の確立を期すこと

を規定しております。

3点目は、第2項で規定しました議員の歳費については、適正な標準率や額によりまして、条例に規定することに努めるよう規定しております。

4点目は、議員定数と議員の歳費の改正については、改正の理由をつけて必ず議員が提案しなければならないことを規定しております。

次に、10ページ、第15条の議員研修の充実強化です。

1点目は、議員の政策形成や立案能力等の資質向上を図るため、福島町議会議員研修条例により議員の研修を実施することを規定しております。

2点目は、議員研修の充実強化と専門家や町民から情報をもらい積極的に研修会を開催することを規定しております。

次に、第16条の政務調査費ですが、1点目は地方自治法を根拠とする政務調査費を議員による政策研究や政策提言等が確実に実行されるよう、「福島町議会政務調査費の交付に関する条例」により、必要な議員に対し支払いすることを規定しております。

2点目は、支払いを受けた議員は、町民等から疑義が持たれないよう関係書類をつけて議長に報告し、自ら1年に1回以上政務調査費による活動状況を公表することを規定しております。

次に、17条、議会白書、議会・議員の評価ですが、1点目は議会の評価活動を議会の白書として、1年毎に公表すること。

2点目は、議会活動の評価を1年毎に公表する。

3点目は、議員活動の評価を自己評価として1年毎に公表する、そこにはカッコ書きしてありますが、のちほど委員長のほうで皆さんのご意見を聞いていただきたいと思います。

次に、11ページの第18条、議長・副議長志願者の所信表明です。

議員の任期満了による改選後などに、議長や副議長を選出する際、今後の議会活動の方針を明確にする事や議会の透明性を強化してこの条例の根幹である二元代表民主制の議会の責務を認識して町民との協働のまちづくりを進めるため、そのり

一ダ一等となる議長・副議長の選出の際には、事前にそれぞれの職を志す者に所信を表明する機会を設けることを規定しています。

なお、このことにつきましては昨年9月の初議会に初めて実施しております。

次に、第19条の議会広報の充実ですが、1点目は町政全般にわたる論点や争点を、議会独自の視点で町民に対して周知することを規定しています。

2点目は、第1項の情報をインターネット等の多様な手段により、より多くの町民が町政に関心を持つような議会の広報活動に努めることを規定しております。

3点目は、議案ごとに議員の賛否を公表することを規定しております。

次に、第20条の附属機関の設置ですが、1点目は町政の課題等に関する審査や調査をするときは、その充実を図るため必要によって議会の附属機関を設置することを規定しております。2点目は省略いたします。

次に、12ページです。

第21条の議会事務局の体制整備です。

議会や議員の活動を支えるため、議会事務局の調査や法務機能などの資質等の向上を強化することを規定しております。

次に、第22条の議会図書室の充実、公開です。

議会は、地方自治法で「議会図書室の設置」とその保管書類の義務付けは当然してございますが、それ以外に議会・議員活動に資するため、町の重要な資料等を保管し、そして議員だけではなく町民や職員の利用を推進することを規定しております。

次に、第7章の会議の運営です。

第23条の自由討議による合意形成、1点目は合議制の役割を十分に果たすために、議員による討議が重要であることから、基本的に全ての会議に出席する町長や職員の説明員を最小限にしまして、少数意見を尊重しながら合意形成を行い、議会としての説明責任を果たすことを規定しております。

2点目は、第1項の目的を達成するため、議員それぞれの役割りとして自由討議の拡大と議員による議案提出を積極的に行うことを規定しております。

次に、13ページです。

第24条の委員会の活動です。

1点目は、委員会の資料等を事前に公開し、町民にわかりやすい議論を行うことを規定しています。

2点目は、委員長は、議員等の自由討議による合意形成に努め、自ら報告書を作成し、報告については、論点や争点などを明確にして質疑に対する答弁を行うことを規定しております。

次に、第25条の委員会等の適正な運営・アクティブ型議会の推進ですが、1点目は新たに生じる行政課題等につきまして、適切・迅速に対応するため、主導的・機動的な議会の推進に努めること。

2点目は、広報・広聴常任委員会はその活動を「町民との協働のまちづくりを目指す討議の場」ととらえて自由に意見交換することを規定しています。

次に、第8章条例の位置付けと見直し手続きです。

第26条の最高規範性ですが、1点目はこの条例は福島町の憲法と位置付け、これに違反する他の条例や規則などを制定できないということを規定しております。

2点目は、議会に関して、憲法や法律などを解釈して運用する場合は、この議会基本条例の理念や原則に基づいて判断することを規定しております。

次に、14ページです。

第27条の議会・議員の責務です。

議会と議員は、議会基本条例の理念や原則と、この条例に基づいて制定される条例や規則などを守り、町民を代表する合議制の機関として、その責務を果たすことを規定しております。

次に、第28条の見直し手続きです。

1点目は、議会は任期の初めに、この条例の目

が達成されているかなどの検討をすること。

2点目は、条例改正が必要な場合は、1人でも多くの議員の合意形成によって措置すること。

3点目は、町の憲法である、重要な議会基本条例を改正する際は、どんな場合でもその理由や背景等を詳しく説明することなどを規定しております。

最後に、第29条の条例のつくりですが、1点目は条文については、皆さんが読みやすく、わかりやすいことを基本にしましたので、これまでの条例のような引用文などは省略することを規定しております。

2点目は、条文の文言は「できる」、「しなければならない」、「努めなければならない」などの表現をより主体性を持った能動的な表現としたことを規定しております。

附則としまして、この条例の施行期日を平成21年4月1日からと規定しております。

以上、概略でございましたが説明を終わります。

○**委員長（金沢秀一）** それでは、本日の議題となっております、議会基本条例について皆さんとの懇談を始めさせていただきます。

不明な点の質問を含めて、遠慮なく発言していただきたいと思います。

発言される方は手を挙げて名前をおっしゃってからお願いします。

平沼さん。

○**吉岡中学校PTA会長（平沼竜平）** 吉岡中学校PTAの平沼です。第3章、第5条の2ですけれども、議会は、議会が、議員、町長云々とあるのですが、最後に別に定める会議規則の内容を継続的に見直すとして記述してありますが、期間等ほどのように考えておられますか。例えば、1年に1回とか半年に1回とかそういうような期間は定める予定はないのでしょうか。

○**委員長（金沢秀一）** 議会事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 規則の見直しの期間ということですが、この議会基本条例は後段の条文のほうに改選ということですから、4年という形になりますが、この会議規則等は最低限1年

に1回は、見直しをしていきたいと現在は考えております。

○**委員長（金沢秀一）** 平沼さん。

○**吉岡中学校PTA会長（平沼竜平）** 1年に1回ということですがけれども、例えば審議されている内容のものが継続中の場合でもそれについて、見直すというか、まだ継続中で決定案が出ていないものについても何らかの判断を示すということなんでしょうか。

○**委員長（金沢秀一）** 議会事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 継続の事例によると思いますが、ある程度目処をつけまして継続しなければならないものは、無理に改正ということにはならないと思います。

ただ、この近年ご存知だと思いますが地方分権が始まりましてからだいたい1年毎、または2年毎ぐらいに、これまでは地方自治法はそんなに短期間に変わることはなかったのですけれども、私どもが見直しをしなくても、地方自治法が変わりますと見直ししなければならないというものが出てきます。今年もご存知のとおり改正になりました。来年も多分改正があると思います。

ですから、地方自治法が改正しますと関連する部分は、是が非でも改正していかなければならないということがありますが、単独での見直しもまたこれは必要だということで、最低限1年、継続の部分はなるべく区切りは付けたいと思いますが、継続のものはやはり1年ということでは改正とならないと考えています。

○**委員長（金沢秀一）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 補足しますけれども、さきほどの説明の中にありますように、一応1年に1回、議会白書という形で議会の状況と議会と議員の評価も一緒に皆さんに示すような形に今度はしていきたいと思っています。そういったものの議会白書を作成する段階で、今言ったような部分もその時点でどういう状況か、次の年に向けてどうしなければならないかという部分も載せるような形になっていくのだと思っています。

議会白書で、おおよそのそういった状況と、次

に向けての考え方みたいなものを示すような形になってくるかと思っています。

○委員長（金沢秀一） 平沼さん。

○吉岡中学校PTA会長（平沼竜平） 期間的な内容の部分は入れないという、とりあえずそういう判断で向かうということなのでしょうか。例えば、1年に1回、2年に1回というような明言をせず継続的に見直すのでしょうか。

○委員長（金沢秀一） 溝部議長。

○議長（溝部幸基） そうですね。1年に1回ずつ、今でもう3年目、この次4年目ですが議会の評価という形でしていますから、そういう部分で不具合があれば、そこで調整をして次の目標に向けてということに対応してきました。

それを、今度はきちんと議会白書という形で、今までは概要版ということですが、議会の状況を説明できる資料はあるのですが、議会の評価と議員の評価を入れて、それを1年に1回皆さんにプリントし、紙ベースでそれを示しということにしていきたいということの内容でございます。

基本的には、1年に1回は全般的な見直しを、この基本条例そのものは28条に書いてありますように一応一般選挙が終わったあと、もう1回新しい体制の中で、今までの全体を見渡してどうかを確認するというにはなっています。

そして、それは今までのことも含めて、確認の意味も込めて見直しをして、それから新たなスタートをしましょうということにはなっています。

○委員長（金沢秀一） ほかに、小笠原さん。

○福島町商工会会長（小笠原幸助） 商工会の小笠原です。4ページ、第3章の議会・議員の活動原則、第5条の5番に、「議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるよう、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供」、これはあの傍聴席にいますからわかりますけども、その次の「傍聴者の意見を聴く機会を設ける」とありますけども、どの段階で意見を聴くのでしょうか。

○委員長（金沢秀一） 溝部議長。

○議長（溝部幸基） 私のあいさつでも言ったのですが、今年3月から9月まで通年議会の試行を

いたしました。その中で、4つの部分で合わせて試行をするという部分の1つがこの部分です。傍聴者から意見を聴く機会を設けましょうということで試行しました。

結論としては、結果的にそれができなかつたというのが実態です。それは、一気に全部の会議ということではなくて、最初に常任委員会の中で傍聴者の意見を聴く機会を設ける。常任委員会の進め方は議案についての説明を町長部局から聞きまして、それについての質疑を行う。その質疑が終わったあとは町長部局の皆さんに下がってもらって議員間でまとめの討議をします。その討議が終わったあと、最初は休憩の中で傍聴者から全般的に部分での意見や質疑等を受けて対応するという形で試行をして、最終的には会議録にきちんと載るように、その中で意見交換できるような形になっていければと考えています。

それが、ある程度段階を踏んだ段階で、特別委員会とか本会議場の中で対応できるようになればと思っています。傍聴者もなかなか慣れていませんので、例えば今回の試行もなぜできなかったのかということですが、だいたい会議は10時からスタートするのですが、昼を越えて討議、結論を出す形になるのは早くても2時過ぎです。だいたい午前中で、傍聴者が帰ってしまう。

初めて、そういう試行があるもので意識して避けているということはないと思うのですが、結果的には実際に話を聴く段階で傍聴者が誰もいなくなってしまったということ。こちらのピーアール不足等もあるのですが、その部分は、基本条例の中できちっと入れて今後もそういう方向でしましょうという内容です。一気に全てをということではなくて試行をしながら進めていく。そういった形で、住民の皆様も1回、2回やることによってだんだん慣れてきて、意見が反映できるようになればということ期待を込めて、基本条例の中にも入れたということの内容でございます。

○福島町商工会会長（小笠原幸助） 常任委員会の傍聴は、したことがないからわからないですね。

○議長（溝部幸基） ぜひ傍聴に来ていただけれ

ばと思います。

○**福島町商工会会長（小笠原幸助）** 町民から意見を聴くというのは、いい機会ですよ。

○**議長（溝部幸基）** 町民から意見を聴く機会というのはいろいろな形であるのですけれども、常任委員会の場合はテーマを絞ってやりますので、事前に資料をホームページで提示しています。

これは、陽光園の確か役員の皆さんとの懇談会の際に、どういう内容を調査するのかよくわからないと、その調査の内容がわかればそれを見て傍聴に行こうかなという気持ちになるのではないかなという話がありまして、それではホームページのほうに資料を載せますといったことがあります。本会議の資料は、結構膨大になるものですからなかなかそれが載せられないのが残念ですが、常任委員会の部分については、議員に配付するのとほぼ同時にホームページに資料が載っている形になります。それを見ていただければ、具体的に内容がわかるという形になっています。

○**委員長（金沢秀一）** 成田さん。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** かなり長くというか、項目が多いのですが、それでよろしいですか。

○**委員長（金沢秀一）** なるべく簡略にお願いします。

○**議長（溝部幸基）** できれば、1つずつやったほうがいいのではないですか。議会もさっき言ったように、一問一答でわかりやすくということでやっていますから。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** わかりました。老人クラブの連合会の会長をしております成田といいます。私は、700人の老人クラブを代表して来たわけではございません。会員の方々とこういうお話をする時間もなかったし、今日は、私の常々思っていること、あるいは集まった機会に老人の方々と話をする、そういった機会もございましたので、その中から質問したいと思います。

なお、質問については、議員さん方が見えていますから、その議員さんに直接回答してもらおうと

いうこともあるかも知れませんが、皆さん耳を傾けてください。

まず、基本条例では、今まで18回でしたか、議会の中では検討会を開いて来たということで、膨大な時間がかかっているわけです。議会の中では、すでにこのものが原案として、もう12月の議会に提案すればすんなりと賛成多数で通るといふ現状なのかどうか。佐藤孝男議員、その経過についてどういう状態だったのか、今までの経過についてお願いします。

○**委員（佐藤孝男）** この経過については、議運で18回の議論を経て、私は議運のメンバーではありませんので18回の審査については参加しませんでした。ただし、議会の協議会、特別委員会等でいろいろ審議をしました。

そういう中で、これだけの膨大な資料作るためには議会運営委員会の委員の皆さんが大変苦勞なさったと思います。そういうことに対しては、私も同じ議員としても大変光栄に思っていて感謝しているところであります。議運のメンバーではないけれど、委員外議員として参加することになっておりましたが、いろいろと事情がありまして議会運営委員会の作成にあたっての参加はできなかったということです。

ただし、さきほども言いましたように議会の協議会、特別委員会等でいろいろと参考に意見などを述べまして審議したという経過でございます。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** わかりました。ありがとうございます。

第2点目で、開かれた議会とか、私に言わせると、この条文も立派です。本当に雲の上のような条文です。本当にこれだけよくまとめたなと思っていました。さきほどの説明の中で、23自治体が既にこういった基本条例を作っていると説明がありました。23それぞれの町が基本条例を作った過程で、うちの基本条例の中に出ております条文の第14条から第15条、第16条このあたりについて質問させていただきます。

まずは、適正な歳費の確立を期するというのがあります。14条の第3項です。その理由を付し

て必ず議員が提案するとなっていますが、これはどういう意味なのか。皆さんが、選挙の際に町民に示したマニフェストというものがあります。これは、4年間これに拘束されるものなのです。私の言っていることはわかりますね。

そこで、マニフェストの中に出ておりました木村隆議員、私の今の質問に対してあなたは議員として、これと違った視点で町民に訴えて当選しました。おめでとうございます。私が今言ったことをよその町でやっているのかどうかということが、その中で審議されたのかどうか。

それから、政務調査費の問題について、こういうことであたが議会に出て、今までどういうふうなことを聞いてきたか。あなたが自分の意見として18回出たかどうかわかりませんが、何回か出た中でそういう話を、自分の意見を述べたことがあったかどうか、それを伺います。

○委員（木村隆） 歳費及び費用弁償等ということの質問ですけど、私は成田さんが言うようにマニフェストの中では政務調査費は廃止にしたほうがいいということをうたっております。しかしながら、現状では中途半端な年間6万円、月5千円という金額で今はやっているわけです。

それについて、私自身は今後まだまだ調整する機会がありますが、現状では福島町議会は政務調査費を使っているわけです。使ってない方もいらっしやいますけれども、それで政務調査費は費用弁償ということではないのんですが、それを見て政務調査費での視点ということなのか、1点もう1度伺いたいのですけれどもいいでしょうか。

○福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫） はい。わかりました。

○委員（木村隆） 歳費とかの中に政務調査費、歳費のことは、マニフェストでうたっていないです。政務調査費のことしかうたっていないので、その辺の意見の食い違いがあると思うので、今一度成田さんに伺いたいのですけれども、この歳費の中に政務調査費の事を踏まえて、私は意見を言ったほうがいいのか。それともあくまでも歳費ということだけの視点で意見を言ったほうがいいのか。

その点の確認をしたいのですけれど。

○福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫） その点は、あなたのマニフェストどおりこれから議会活動をしていくのがあなたの、それこそ責務、そういうのを責務と言うのです。職務とはまた違う。責務と職務は違います。それがあなたの責務なのです。それは、職務のうえでこれから進行形の中であなたの姿勢を示してください。

それから、川村議員に伺います。あなたは議選の監査委員ですね。歳費などを決める場合、この条例がすんなり通った場合に、今度は議員が出すことができるのです。つまり、将来にわたって町民の負担に関わる、そういう条例が出る場合、それに対して議会だけが出すのであって、町民がもし駄目だというものをもし出したと仮定したら、違法な条例になるのかどうか。

これは、重要な問題です。あなたは監査委員の立場として答えなければならないわけですから、よく私のいうことを噛みしめて答弁してください。私は、町民にお知らせしなければならないわけです。一人歩きが、もしするということになれば、そういうことはないだろうと思いますけれども、もしそうなった場合は、議選の監査委員としてそれに歯止めをかけるのか。あるいは、賛成としてこのまま素通りして、そのまま通すということになるのか。この中にそれはうたっていませんけれども、議選の監査委員としてどうするのか。その点を伺います。

○委員（川村明雄） 第14条の3項について、歳費の標準率とかこういうものを定めるということは、それぞれの自治体の議会というか、議員の活動がどれくらいのボリュームまでいくことによって歳費は変わると思うのです。同じ同程度の規模、財政規模だとか人口規模だとか高齢者規模だとか、様々なファクターでもって、歳費の基準率というものはあるまいだろうと思います。

そういう想定で、基準率がなければ、高いとか低いとか、町民の皆さんもわかりにくいと思うのです。例えば、全国の標準だとか、あるいは都道府県の標準だとか、そういう平均的なものもまた

1つの基準率になるのかも知れませんが、それ以外にいろいろなファクターが出てきます。それによって高い、安いというのが同じ規模の町であっても少しばらつきが出てくるのだらうと思います。

ただし、その標準のとおり歳費を議会が勝手に議決をするということは、もちろんあるわけではないということ。そこに至るまでの間には、町民の皆さんの意見を聴いたり、そういうものを参考にして構築されていく、そして改正がされる場合は、議会に議案として出ると思います。

したがって議会が、議員が勝手に町民の意に反した内容をどんどん変えていくというようなことはあってはなりませんし、そういうことはもちろんない。そのために、こういう条例をきちんと定めて、条例の精神にのっとり議員全員が理解して進んでいかなければならないもの、そのように考えております。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** はい。わかりました。今の件に関して、事務局長、あなたが提案の説明を行いましたから、今のこの歳費の関係とか政務調査費、それから議員の研修費の充実、こういうのはお金がかかるわけです。ということで、この基本条例を23町村が設置したと、その中で全部の町がこういう条文というものを条例の中に、条文として織り込んであるのかどうか。23の議会のどこまで把握してあるのかどうか。福島だけが独特なものをここに出そうとしているのか。それをお伺いします。

○**事務局長（石堂一志）** 23というのは今月の当初ぐらいで23ということですが、北海道では栗山が全国で最初、北海道では栗山と今金町と隣町の知内町ということ。この歳費につきましては、全てかどうかということですが、全23全てではございません。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** 今言った北海道で制定されている栗山、今金の条例は手元に届いてるのではないかと思いますけれども、その2つの町についてどうですか。

○**議会事務局長（石堂一志）** 北海道では、3つ

です。栗山と今金と知内町の3つですが、3つについては、歳費の部分は入っておりません。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** はい。わかりました。

○**議会事務局長（石堂一志）** さきほど歳費と政務調査費ともう1つ何と言いましたでしょうか。研修費と言いましたか。政務調査費は入っている部分はありますけれども、歳費というのはいりませんね。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** 議員研修費の強化とか、政務調査費とかうたっていますから、それに関連して果たして全国的な傾向として条例の中に設定しなければならないものなのかどうかということを質問しました。

○**議会事務局長（石堂一志）** 今の実態がどうかということと、最後はこの議会基本条例に盛り込まなければならないものかどうかということが大事だと思うのです。ご存知のとおり、議会基本条例につきましては、必ずしもなければならないものということではないのです。法律で義務化されている条例ではございません。

ただし、さきほど説明しましたように地方分権、そして地方自治法を運用していくためには、運用するための規則的なもの、ルールを作らなければならないということがあります。ですから、何を入れていいのか、何を入れたら悪いのかというのは、法律等の違法にならない限り、それぞれの自治体、議会で決めていくことだと認識しております。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** はい。わかりました。それから、11ページの19条の関係ですけれども、大変良いことをさきほど説明されたのですが、議会広報の充実というのが出ました。問題は、議案ですけれども、例えば新聞にも出ました人事案件です。

今年の10月に出了た人事案件、福島町の場合は無記名投票です。いわゆる投票によってこの人事案件というものが採決されるわけです。人事案件は議員の秘密なのです。開かれた議会というものと秘密を守るために、自分たちが誰に賛成し

たか、反対したかということ町民にわからせないために今までやってきたのが人事案件なのです。これがここでいう議案の中に入るのかどうか。

それで、人事案件というのもし議案の中に入れば誰がその人事に対して反対したか、賛成したかということが広報に載るわけですが、今はそれが載らないのです。私も町民は、道新の報道しか頼りにすることはできないのです。10月22日の福島町議会の教育委員に関する同意ということで出ました。賛成何人、反対何人と出ました。私は、議会におりましたから誰が賛成して、誰が反対したということがだいたいわかります。9割9部9厘までわかります。

しかし、一般の町民はこれがわからないのです。道新に出て始めて開かれた議会というのは道新があるからこそ、もちろん購読料は払っています。これ1つだけでも購読料を払った意味があると思うているのです。今後ともそういうことが続けていくのかどうか。もし開かれた議会ということで、そういうものをオープンにして町民に議会の本当の姿を見せるということであれば18回やった基本条例の中できちっとそれを納めなければならぬと思うのです。

これは、議会の採決の方法ですから、そこまでは作ることはないと思いますけれども、しかしよその町にはないような歳費の問題とか、こういう問題まで細かく書いておきながら、そういうものは町民には一切目にも耳にも入れないというのは、それが開かれた議会なのかどうか。そこから、基本条例というものがスタートしなければ、私はこの会議を開いた意味がないと思うのですが、どうでしょうか。佐藤卓也さんお願いします。

○委員（佐藤卓也） 人事案件の件が今出ましたけれども、開かれた議会とその人事案件の秘密というか、投票というのが、矛盾しているのではないかなというのが成田さんの指摘だと思います。

僕は、去年の9月から議員をやっているのですが、人事案件は町長の同意案であって、賛成か反対かと、そういうことであります。今まで去年8月までの議員さんは、人事案件に対してど

れだけ審議したのかなというのが僕としてはちょっと疑問はありました。本当に審議されたのかどうか、人事案件と言うのは賛成、反対というのは人に対して見せられないというか、そういう部分が結構あります。

それで、ほとんどの人は起立採決ということで、町長が提案したのであったら賛成しようかなということで起立はするのです。ところが。もしきちんと審議して、教育委員に対してこの人は適任かどうかというのを一議員が判断して、例えば反対したいというとき、福島町議会は今までどうしていたのかという疑問は僕としてはありました。そのきっかけは、今回の教育委員会の案件だったのではないかなと思います。

議員1人1人の考えを正直に示すためには、やはり起立採決よりも投票のほうが良いのではないかなというのが、議会運営委員会のほうで出まして、投票という形になりました。それは、起立採決と同じで賛成か反対かそれを書くだけです。そっちのほうが議員の正直な考えを表明できるのではないかなと、そう僕は思いますので、あえてこれからどうするんだという話ですけれども、その都度、議会運営委員会の中では投票にするのか、起立採決にするのか、そういうことになっていきます。

ですから、これからずっと投票にして秘密にするのだと、開かれた議会ではないのだと、そういうふうなことではありませんので、この辺だけのご理解いただきたいなと思います。不同意だからどうのこうのではない、審議したかどうか、それがすごく大事なのです。今までの議員さん方は、中身をちゃんと。今までの議員さん方すいません。僕は、今までの議員さん方はなかなか議会の中で何をやっているかわからないのです。今でも僕はわかってないというか、まだまだ公開していない部分があると思います。開かれた議会としてもです。

僕個人としては、ホームページを使ってどんどん自分の情報を出しています。オープンにしています。今回僕が教育委員会委員の同意案に対して

賛成したのか反対したのか、それを全部ホームページに出しています。ご覧になっていただきたいと思うのですが、そういったことも全て出しています。これが開かれた議会の一面だなとそういうふうに思っています。今後ともよろしくお願ひします。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** 年寄りには、そういう物を持っていませんので、あなたの今の意見を1月に白符の老人クラブの総会がありますから、私が出席してあなたの考え方を伝えておきます。きっと票が伸びるかもしれません。

○**委員長（金沢秀一）** 成田さん、限られた時間ですので、ほかの人の発言時間もありますので。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** まだまだ時間はあると思います。

○**委員長（金沢秀一）** 一応8時を目処にしていますので。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** わかっています。それから、1年3カ月前のマニフェストですけれども、町民の前に4年間の皆さん公約を出しています。この議会の基本条例を制定しますということを公約に掲げた方は、2人よりいないのです。1年3カ月のあいだに急速にこの話が進んできたんでなかろうかという気がしますし、この内容を見ますと、果たしてそれで町民が納得できるのかどうなのかなという部分もあると思うのです。

ただ、急にこういうものが来たものですから、慣れてない方は何を聞けばいいか、なんとなくわからないというものもあるだろうと思うのです。私は、自分でわかる範囲のことを質問しているのですけれども、すぐこれを12月の議会に原案として出して、3月に議決する予定だとそういうことでした。まだ十分に時間もありますし、もう一度重要な部分についてはすり合わせなり、もう一度内部で検討して、そして町民が納得する、そういうものでなければ、いくら議会が立派です、立派な条例を作りましたと言っても町民との差が増々広がっていくのではと思うのです。そういうことを心配するのです。

ですから、広報が出ていますけれども、あの広報は難しく私でもほとんど半分くらい理解できない部分があります。町民の心配していることは、自立プランです。いわゆる福島町が赤字団体に落ちないための、本来であれば努力しなければ平成21年度、来年度で赤字再建団体に転落するという、今それを解消したということで、非常に素晴らしい、自立プランの作成推進委員会というんですか、この人方の努力というものには敬意を表すべきだと思います。

それで、赤字になる可能性がなくどんどん積立金がうまい具合に、災害もなかったし、雪も降らなかったし、積み立てできると、ちょっと私の小耳にはさんでいます。こういうことがあるから、議会はさきに我々が自分達の意に反して引き下げた、歳費、報酬を今のうちから、こういうプランがまだ赤字に転落しないうちに、元に戻そうというような、そういう魂胆が議員のほうにあるのではないかと、そんなことを私に質問する人もいました。いや、そんなことはありませんよと、そういうことはできるわけがないのですよという話はしておいたのですけれどもね。

○**委員長（金沢秀一）** 成田さん、限られた時間なので、僕のほうから成田さんに1つだけ聞いておきたいのです。選挙公報に関しての話がありましたが、これに関して10ページの17条の第3項に、その選挙公報に載せたことに対して僕ら議員達が自己評価をするかどうか、この前の全員協議会で町民に諮って、これを義務化するのか検討するということになりました。

今のところは、任意でやっているのです。町民の意見としては、今までのままでいいのか、出たくない人は出さなくていいのか、それともできれば全員自己評価して出すべきなのかどうかというのを町民懇談会で聞いてほしいと、この前の全員協議会で話がありました。

それで、成田さんにこの10ページの3項について、ご意見があったらお伺いしておきたいと思っています。ほかの方でも、これにご意見がありましたら、どうぞ述べてください。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** そしたら、一応これで私は質問を今のところ終わります。一時休ませてもらって、あとで何かあれば。

○**議長（溝部幸基）** 委員長、1点だけ誤解されると困りますので、最初にあいさつで話しましたように、選挙公報の中では公約として2名、私も何名書いたかわからないのですが、議会基本条例の制定を目指すということですが、最初のあいさつで言いましたように、この改選前の住民懇談会の中で、その辺の議会基本条例制定に向けて改革の目標の設定も確認しています。

それを経て、改選後の全員協議会の中でスケジュールも含めて確認をしているということですから、選挙公報には書かなくても当時の議員さんはそういう方向で議会基本条例制定に向けていくことの確認はできていると私は考えておりますので、その辺は、誤解をなくしていただきたいと思います。

○**委員長（金沢秀一）** ほかにありますか。10ページの17条の第3項に関して、ご意見がありましたら、ぜひ聞かせてもらいたいと思います。

木村さん。

○**福島町社会福祉協議会（木村末正）** この第3項の1年ごとに町民に公表する、カッコして要努める。これは、このような文面になるのですか、それともどちらかを選ぶのですか。

○**委員長（金沢秀一）** 議会事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 議会と議員の評価の部分ですが、議会の評価はいいのですが、議員の自己評価については、これまで3回試行みたいな形でやってきています。この事項だけでなくいろいろな事項を、議長もさきほど言いましたように集大成として、この議会基本条例に盛り込みたいということですが、これまでは評価をやってきたのは、義務規定ではなく、出せる方は出してくださいという感じでした。

ですから、出さなければどうだとか、そういうお話ではなかった。内容が多分ご理解できるとは思うのですが、やはり自分も出していこうという、その評価が本当に適正かどうか、まだちょっと議

論があるとしても、1回皆さんに出してみようと、出す事によって、今回が3回目ですがいろんなメリットも出てきています。

今度は、議会基本条例に載せたいと、載せる場合には努力規定で載せるのか、公表するということになると全員しなければならないという感じになってしまいます。ご存知のとおり、現在は全員が出していない状況ですので、その辺で議員全員で協議した中では、昨日もそうですけれど、今日の町民懇談会で町民の皆さんに聞いてみましょうということになっている事項です。これが公表するという人がいっぱいいるとか、しないという努めるという人がいっぱいいるとかということでも、ちょっと参考にさせていただければと思います。

○**議長（溝部幸基）** ちょっと補足します。この素案の1では、前と同じように努力規定になっていたのです。ところが、まちづくり基本条例の素案が出まして、その内容を見るとわかるのですが、町長のほうが行政評価をするということになったのです。これからの議会の決算審査については、その段階で町側のほうの、大きな事業を中心に、行政評価を議会側に示すということになります。

そうすると、それについて議会側が今度は議会としての、それについての判断、評価をしていかなければならないという形になりますから、今まではその部分がなかったのですが、そこまで町側の方が踏み込んで、まちづくり検討委員会の中で検討して、そういう方向を出したわけですから、3年間試行もしましたし、もうこの段階で、はっきりと義務規定にする段階にきたのかなという気がしました。

この部分は、全員協議会でも、やはりまだ反対の方がおりますし、現実には出していない方もいます。それで、この2日間の住民の皆さんの話を聞かせていただくということになりましたので、この辺についても去年の懇談会でもいろいろ皆さんからこの部分の意見も出たところですが、皆さんの意見をいただければと思います。

○**委員長（金沢秀一）** 議員の評価は、4年経っ

たら選挙で町民が評価するから必要ないという意見もある。でも、こんなにあわただしく変わる時代ですから、4年自分のあれをどうしましたというものを町民に公表しないというのは遅いと思う。1年1年で町民に公表していくのが筋だと私は思う。選挙に立候補するときは、私は結構自己アピールをしているのです。ということは、自分で自分を評価しているのです。

選挙に立候補するからには、全く議員としての能力がないのにいろんなことを、やれもしないようなことを言って、議員に立候補するわけではない。完全に自分で自己評価しているわけで、全てを議員の評価を町民に任せるといことはないとはいえません。これは、罰則規定を設けないのですよね。

○議長（溝部幸基） その辺も、全員協議会の中でも話がありまして、義務規定にするけれども、内容的にそれを出さないからと言って、何か罰則を与えとか、そういうことまでは考えないで、できるだけ出すような方向で、がんばっていきましょうという形にしようかという話にはなっています。

○委員長（金沢秀一） 平沼さん。

○吉岡中学校PTA会長（平沼竜平） 今の17条の件について、これは議員さん方の姿勢だと思いますので、いま私達から、これは義務化すべきだと言っても内容が付いてこなければ困るものですし、そう思うのです。努力目標でいいのだと言えば、そこに甘んじてもらっても困るものですし、町サイドの姿勢に対して議員さん方として、こういう姿勢を示すという、姿勢でしょうね。

ですから、さきほど私が質問をしました期間は設けないのですかというのは、悪く言うと期間を設けてないから2年後であろうと、3年後であろうといいのですよね。悪い言い方をしますと。ただらとやっても期間を設けてないからいいでしょうと、今言われたように罰則もないからいいのでしょうかということも可能なわけです。だけど、あえてそれをせず1年毎に区切りを付けていくという回答をいただきましたので、それであればこの評価の部分に関しても、ご自分で決断された

ほうがいいのではないのでしょうか。できないものを無理してやってくださいという要望は、町民からは出ていないのです。私は、そう思います。

町民が判断するのではなくて、生々しい話をすれば、次の選挙もということを考えるのであれば、やはりそれなりの個々の姿勢は示さなければならぬだろうし、今までの歴代の議員さん方もそういう形でこられたのではないのでしょうか。何もそれを町民に問う、問わないではなくて、議員さんとしての姿勢と申しますか、変わったのだというところを見せるのも町民に対してのアピールではと個人的には思います。

○委員長（金沢秀一） 暫時休憩いたします。

---

(休憩 午後 7時29分)

(再開 午後 7時40分)

---

○委員長（金沢秀一） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

滝川委員。

○委員（滝川明子） 議会運営委員長の滝川です。

議員評価、自己評価については、議会運営委員会の中で話し合われていることについて、話をしたいと思います。昨年9月の改選以降、視察団が随分と議会運営に関わっていらっしゃいます。その方達が、議会改革全体の中でも中心的に勉強したいというのは、議員の自己評価なのです。議会評価もそうなのですけれども、議会評価、議員評価を行っているところは、全国では福島町議会だけなのです。

それで、議会基本条例の表紙に書いておられますが、「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」、町民の皆さんに知っていただくためにまとめたものです。これのいちばん中心になるものが議員の自己評価ではないかと思っているのです。議会が何をやっているのかよく見えない、議員一人ひとりがどういった活動、議員活動をしているのか見えないと町民の多くの方がまだまだ思っていると思います。それを年に一度の議員

の選挙公報ではなくて、1年毎の検証、議員みずから町民の皆さんにお示しするというのが、この自己評価なわけです。

それで、ホームページに一人ひとりの議員評価が詳細に載っているのですけれども、残念ながら私どもも反省しなければいけないのですが、議会広報には一人ひとりの議員評価の内容まではお示ししていませんでした。議員の自己評価が、この表紙に書いてある3つのことに直接結びつくと思われていない方がほとんどでないかと思っているのです。例えば、議会広報に政務調査費の1年間のまとめ、議員の自己評価の内容をお示しする。議会広報に挟み込む形のプリントでお示しするということが大事だと思っているのです。

平沼さんのお話は、大変重く受け取りました。自己評価をするにしても、町民の方が本当にここに書いてあるような内容でわかりやすく、議員が本当にがんばっていると思っただけの内容に伴った評価をきちんとできるように、できれば全員で、できるようにしたいと議会運営委員会の中では常々話もしているところでございます。

○**委員長（金沢秀一）** ほかに、意見はありますか。

小泉さん。

○**福島町まちづくり基本条例町民検討委員会委員（小泉五郎）** 福島町商工会の小泉と申します。自己評価の件につきまして、皆さん議員になられている方といいますのは、町を良くする、あるいは地域を良くする、そういう気持ちで立候補されて、この席にお座りになっているわけですが、人それぞれ得意分野があり、苦手なところがあり、いろいろ個性があるかと思えます。それを自己評価、自分で自らするという事は町を良くする、地域を良くするという気持ちがあつての皆さんの席でござりますので、私はあえて自己評価は必要ないのではないかと思います。

それで、自己評価の自分でするときに、自分の不得意なところで、それがあの議会活動に支障が大だとすれば、それにバツテンを付けざるを得ない。自分が、この部分がちょっと苦手だなとそう

いうことでバツテンをつける。それを第三者が町民が見たときに、どういうふうにさらに評価するというかということだと思ふのです。

私は、開かれたとかそういう意味合いではなくて、自己評価の仕方は難しいものがあつて、自分を過大に評価する方もいれば、逆に厳しく評価する方もいるかもしれません。そういう中で、町民の方がそれをその通り見るか、見ないかということになると、常識がある町民はその通り私は見ないと思います。そういう意味ではあえて自己評価はする必要がないと、個々の個性それぞれが議会運営に貢献しているわけですから、議会全体としての議会評価は当然必要かもしれませんが、個々の評価については公表とかそういう意味合いではなくて必要ではないと考えます。

もう1つすみません。議会運営は、自己評価とは関係ありませんけれども折角の機会ですので、何回か夜間議会とかで傍聴に来たりしますが、全く議会運営については素人でわかりませんが、例えば議長さんが司会進行みたく私は受け止めているのですが、議会の議場の中で議長さんが質問するという事はできるのでしょうか。

○**議長（溝部幸基）** 議長がですか。進行的には質問をする場合はできます。基本的には、できるのですが、それは副議長と代わって自席で対応するという事になると思います。

ただ、進行上の関係とか、含めてははっきりよく意見がわからないとか、その辺の答弁が漏れていることなどの対応は進行の問題ですから、議長が対応するのですが、議題についてその場で議長の席で質問するという事はないです。その部分でやり取りの部分で注意しなければならない部分が出た場合は、休憩の中で対応して、例えば答弁が漏れているとか、発言に注意しなければならないことがあるとか、そういう部分の対応は休憩の中で対応することにしてあります。

○**事務局長（石堂一志）** ちょっと委員長よろしいでしょうか。今の評価のほうで、評価のシステムを説明しないとわからない部分があるのかなというふうに感じました。こちらのほうで説明が足

りなかったなと思いました。今の自己評価の部分は、大きく6項目にいろいろな行政分野、教育、財政分野など項目に分けて、最後はその他ということで行政だけではなくて、町内会活動だとかボランティア活動だとかそういうものもありますが、不得意な部分は、別にそれを全部埋めるということはないのです。

例えば、私はちょっと教育分野が駄目だとその代わりに産業は人に負けないという形では、オッケイです。そういう意味でもどうしてこの人は、教育はがんばらないのだろうという形には見られるかもしれませんが、そういう分野も自分で決められますし、目標も経済なら経済の中で目標をまた決められますので、あまり一概に規定しているということではないことだけは、ご理解していただきたいと思います。

○議長（溝部幸基） 現状では、一応次年度の目標設定をしています。スタートは、選挙公報での公約というものをベースにししながら、その4年間その公約どおりという話にはならないわけで、いろいろこう変化しますから、そこにプラスになるものもあるし、既に解決していくものもありますから、そういったものを調整しながら次年度の目標を設定します。

今の項目ごとに自分で取り上げていくと、そこについて自分が1年間どのような活動をしたか、あるいはそこに設定していないものでも自分が活動したものについてはそこにプラスをして、今は取り組みの評価と結果としてどうなったかという評価の2つに分けて、結果の評価の部分はある意味議会側は執行する側でないわけですから、どちらかという町長に問題を提言して行いくという形のやり取りが多いのですが、そこで町長が執行、行政側が執行したかどうかというのが結果の評価にまた1つつながるという側面がある。

それらの、1年間の評価を受けて、実現したものの、実現しないものということの中で次の年に向けての課題をまたそこから自分なりに設定をして、次の年の活動に向ける目標設定をしていくという仕組みになります。私どもの議会とすれば、

よその議会から見るといろいろ、そういう意味では議会の活動を皆さんのほうに示しています。あるいは、今日みたいな報告会とか、説明会みたいに、うちの議会ではやっているほうなのです。それぐらい議会の活動というのはよくわからないわけです。

特に、議員個々が果たしてどういう活動をしているのかとなるともっとわからなくなる部分があるのだと思うのです。例えば、一般質問をするということになると議会だよりの中に出てきます。ホームページでも示されているのですが、それもまた見なければどうしようもないわけで、いちばん良いのは議会に本会議でも協議会でも常任委員会でも傍聴に来てくれることがいちばん良いのだと思います。

その次は、議会だよりやホームページ、そして今は本会議場についてはビデオを作っていますので、それはいつでも貸し出しをしますので、その部分については関心があるものは、そういうふうにして頂きたと思います。それも実態は、そういう持ち込みがあまりないというのが実態です。議会議員の評価をもって、議会の活動の状況をもっと町民の皆さんに知ってほしいという部分の願いがあるのです。

それと、議員とすると1年間を振り返って自分の発言などを点検しなければ、評価は難しいのです。何もしていないこととか、発言してないものを載せるというわけにはいかないわけですから、そういう部分では自分の活動を1年間振り返って整理をして、そして次の年に向けての課題や目標を設定するということが、大きな議員評価の役割になってくるという気がします。

○委員長（金沢秀一） 平沼さん。

○吉岡中学校PTA会長（平沼竜平） 評価のほうにつきましては、わかりました。ただ、自己評価ですから、自分で責任を持たれてやられるのがいちばんと考えるわけです。質問の矛先をちょっと変えます。

さきほどの成田さんの話にも出ていましたけれども、4章の町民と議会とで、情報公開を徹底し、

説明責任を十分果たしという条文があるのですが、やはり私も成田さんと同じ部分で引っかかるのです。先日の教育委員の不同意といいますか、皆さん私達から見ると政治のスペシャリストであるわけですから、ここで不同意になった場合にどういうふうな状況になるか、新聞にも書かれましたけれど、結局教育長が不在で、教育の行事といいますか、そういうようなものもこの間はストップした事態になりました。

そういうのは、想定されていたと思うのですが、なおかつストップしてまでもこれは同意をすべきでないかと判断された方と、いや同意していくべきだと判断された方に分かれていますが、どちらにしても佐藤議員がブログも見てくださいということで、私も結構ファンで見ているのですけれども、この記事に関しては、結構曖昧な表現が多いのです。皆さん同じ結果だと思うのです。曖昧であろうが曖昧でなかろうが、これはどうでもいいのですけれども、こういう結果を招くということを知りながら、なぜこれを回避しようとしなかったのかというのがすごく不信に思うのです。

今回のこの基本条例の条文を見ていると情報公開とか、開かれたというような文言が結構随所に出ていまして、それはそれで良いことですが、守秘義務といいますか議員活動により得られたものに対してどこまで自分はセーブしなければならないのかというような内容のものが議員になれるときにはあるのでしょうかけれども、今この情報化社会においてこういうものに一切触れてないということが、ちょっと大丈夫なのかなというような不安も覚えます。

説明がなされていない、プラス説明すべきところで説明がなされていないという感覚と知り得た情報をどこまで議員の皆さんが果たしてセーブできるのか。また、それを犯した場合は自らどのような処置を取るのか。そこら辺のところをはっきりとしたものをお聞かせ願えればと思います。

○議長（溝部幸基） 最初に教育委員の不同意の部分を含めて、採決の方法も若干説明させていただきたいと思います。今うちの議会では採決の方

法は起立採決を中心にしてしています。基本的に簡単な簡易表決等あるのですが、はっきり議員の賛否がわかるようにしようということで基本的には起立採決の対応をしています。

人事案件の議案として、同意案件になりますけれども、その部分についても基本は起立採決を基本としています。ただ、これは会議規則の中で1名の議員から、その動議があつて投票にしてくださいと、それにもう1名の議員が賛成をすると投票にしなければならないという規則になっているのです。今の段階では、その部分で、今回は対応したのです。

それで、なぜ今回の部分がということになるのですが、特にその人事案件の部分で諮っても全てではないですが、投票採決をしたケースがございます。その部分の大きな要因は、この小さな町で皆顔見知りの方ばかりで、そこについて賛成の場合は、あまり支障がないのですが、この人について反対だというときの反対の気持ちを表示するのが、起立採決の場合は立たないで座っていることが反対の意思表示ですが、それをすることがなかなかしづらいという側面がございます。

これは、例えば大きな函館市とかそういう部分と、小さいこういう福島のような町との違いが出てくるのではないかと思います。基本的に議会運営委員会の中で人事案件についての採決の方法も諮る形になっています。議場で2名が投票と言ったら、投票しなきゃいけないわけですから、前段で議運のメンバーの中で、その辺の確認をして、議運のメンバーの中で2名が投票ということになると、それはもちろんその議場に行ってもそういうふうになるわけですから、基本的に議会運営委員会の段階で、まず採決の方法を人事案件として決めるという手順になっています。

それで、今回は議会運営委員会の中で、若干質疑応答があつて、その中で投票にすべきだと意向がありました。これは従来の投票にした際の話も、例えば人事案件で起立採決で、何人か座って反対の意思を表示ケースがありました。その議員がその後、非常に気まずい思いをしたという経緯もあ

ります。あるいは、この人事案件ではないのですが、一般質問や文書質問等について、いたずら電話がきたり、無言の電話がきたりということも、その賛否の内容によってくるというケースもあります。

特に、他の案件については起立採決でやっていますが、人事案件についてはそういう微妙な部分の要素があるので、私はこういった2名の議員が賛成したら、投票にすることが、会議規則として決められてきたのだと思います。その会議規則そのものは、そういう方向になったのは戦後の混乱の中でやりましたから、何かに反対したら、相当厳しいものがあつたのではないかとということもありますからね。

○**吉岡中学校PTA会長（平沼竜平）** 採決方法を云々言っていません。採決方法に関しては、順序立ててきちっとした形を取られているので。

○**議長（溝部幸基）** ですから、意思表示の仕方ですよね。

○**吉岡中学校PTA会長（平沼竜平）** その案件に関する対応の仕方です。なぜ、その後、そういうふうになるというのが想定されていながらあえて、そちらの道を選んだのかということです。話し合いにできることもありましたでしょうし、今立たなければ云々という話もありましたけれど、現に名前を出されて新聞に報道されているわけですから。

○**議長（溝部幸基）** それは、案件に載った方の話ですか。議会側のほうは名前が出ているということではないですよ。反対というか、不同意になった議員がということではないわけですから。

○**吉岡中学校PTA会長（平沼竜平）** ですから、なぜそういう状況を生むと知りつつ回避できなかったのか。回避できないようなものが何かあるのかなど。僕らから見ると、ただこの人好き、この人嫌いであつたようにしか見えないのです。

○**議長（溝部幸基）** そんなことはないのだと思います。それで、私自身も誰が賛成か、誰が反対かというのはわからない。これは、通常の採決ですから私自身はその投票権がないので、私もその

段階では判断、同数になった場合は議長が判断するということになるのですが、同数ではないですから、それがなかったのですけれども。

私は、住民の皆さんよりは、議員の皆さんは議会活動の中で教育委員会と色々な形で接触して議論もしているのだと思います。特に、常任委員会については、委員外議員も入るような形になっていますので、相当対象になった方とのやり取りとか、教育委員会の活動の状況とかについては、把握していた背景があるのだと思っています。

それと、これは個人的な考え方ですが、平成18年12月に教育委員会の法律が変わっていますが、その中で教育委員の人数そのものが、それまでは5名というものが、町村については3名まででいいですよという、その地方分権改革の方向の中でそういう話がありました。それから委員の内1名をPTAの代表から出すという問題もありました。それらも含めて、あともう1つは、教育委員会の活動評価の部分があります。

この部分では、19年度の決算審査の段階で教育委員会からの評価の部分が出てこなかったという部分も1つ背景としてあるのではというふうに私は思っています。PTAの教育委員の関係とかの議論も、総務常任委員会の中で教育委員会法の改正の部分では議論した経緯もありますから、そういったものも背景にあつて、その反対した方、不同意の方は、特に最終的にそこは議会の意思だと私は思っています。それは、賛成だろうが、反対だろうが、議会としてはその形で不同意をしたというのが議会の意思だと思っています。

○**福島町老人クラブ連合会会長（成田民夫）** 今の平沼さんから出た話は、町民の皆が疑問に思っていると思います。国会でも開かれた国会です。日本の国会でも総理大臣を決めるときは、白票をテレビで見せて、私は反対します、私はこの人事案件に賛成しますということを国民皆に知るようにしてやっています。それは、議員の議会の規則を直せばできることなのです。

それから、もう1つ。今日私どもがこの会議に参加したのですけれども、参加した人方が全て今

日出した条例案に賛成だということで、話が進められると、私どもはその責任を負うことはできませんので、それだけをはっきり申し上げておきます。2回開いてほとんどの方が同意してくれたのだと、説明を受けたことは今のとおりです。説明を受けて、それに対して質問しました。

しかし、これに対して私どもは全員賛成したわけではありませんので、締めくくるとして、もし議会に出したときに、2日間にわたって賛同を得ましたので、これによって議案として提案しますということとはできないと思います。前例は、そういうことがあったと思いますけれども、そのことについてははっきり申し上げておきます。

○**委員長（金沢秀一）** 成田さんの意見については、これから今日聞いたことをまた参考にして改めるべきものは改めて、来年の3月にできれば多くの人の賛同を得て、この基本条例を制定したいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○**委員長（金沢秀一）** なければ、本日の町民懇談会をこの程度にとどめたいと思います。

本日は、お忙しいところご参集くださいましてありがとうございました。

ご苦勞様でした。

○**委員長（金沢秀一）** 暫時休憩いたします。

---

（休憩 午後 8時03分）

（再開 午後 8時05分）

---

○**委員長（金沢秀一）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第2回定例会の期間中の所管事務調査についてを、その他所管に関する事項についてとし、平成20年第2回定例会に閉会中の所管事務調査事件として申し出をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（金沢秀一）** ご異議なしと認め、ただいまお諮りした内容で、平成20年第2回定例会

に閉会中の所管事務調査事件として申し出をすることに決定いたしました。

次に、その他について、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○**委員長（金沢秀一）** 以上で、本日の案件の調査は終了いたしましたので、広報・広聴常任委員会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

---

（閉会 午後8時06分）

福島町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

広報・広聴常任委員会委員長